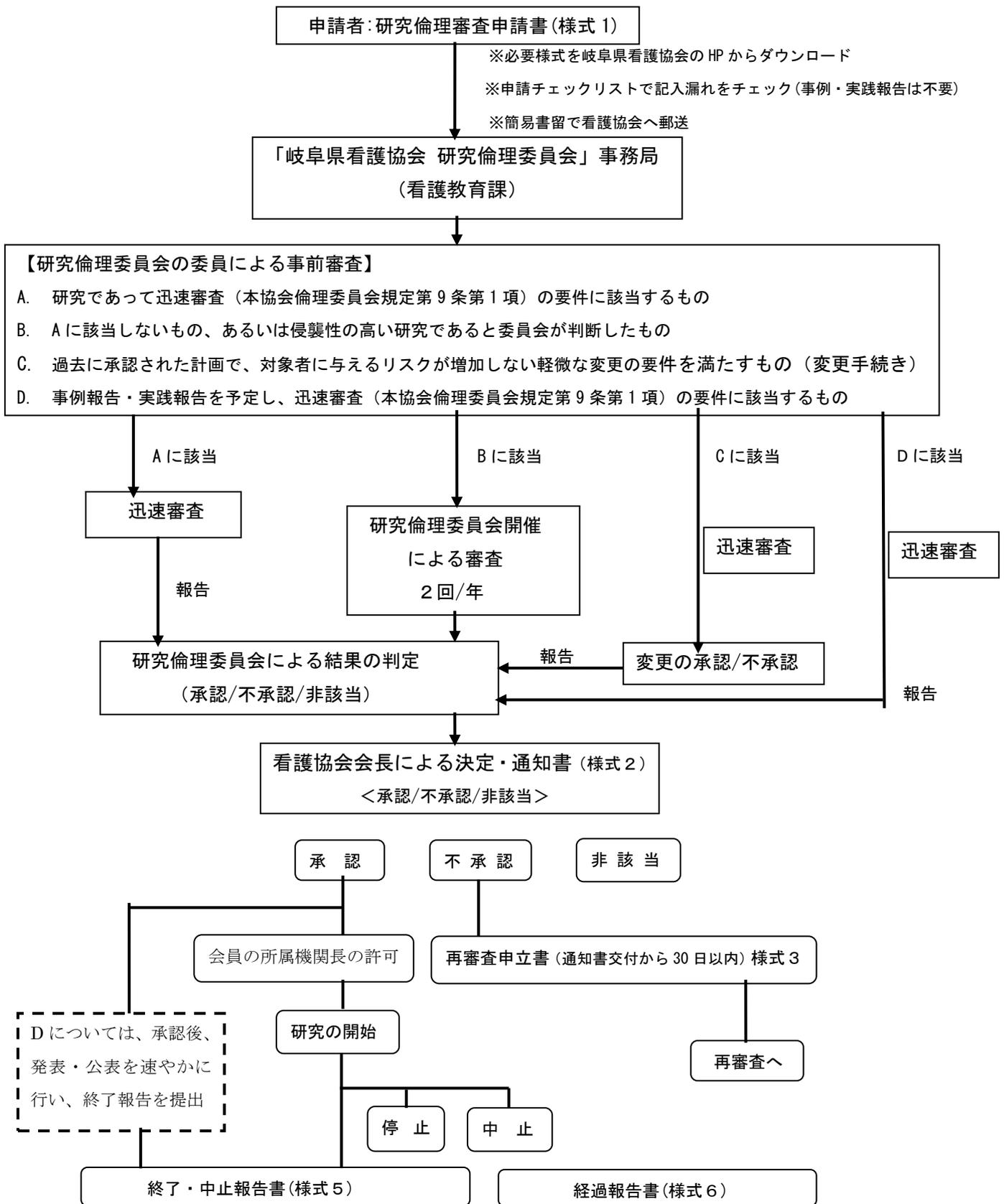


◀ 岐阜県看護協会 研究倫理審査フローチャート ▶



※ 上記の A から D のいずれかに該当し、多機関で共同研究等を行う場合は各機関の研究責任者は、自機関の長から実施許可を得ること。報告事項がある場合も報告すること。